

輪島市農民研修センター条例施行規則

(平成 18 年 2 月 1 日教育委員会規則第 46 号)

改正 平成 23 年 3 月 28 日教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、輪島市農民研修センター条例(平成 18 年輪島市条例第 107 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 輪島市農民研修センター(以下「研修センター」という。)に所長その他の職員を置く。

(開館時間)

第 3 条 研修センターの開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 4 条 研修センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日(ただし、この日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。)
- (2) 12 月 29 日から翌日 1 月 3 日まで

(使用の許可等)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項の規定により研修センターの使用許可を受けようとする者は、輪島市農民研修センター使用許可申請書(様式第 1 号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、輪島市農民研修センター使用(許可・不許可)決定通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第 6 条 条例第 7 条ただし書の規定により使用料を減免できる場合は、次のとおりとし、輪島市農民研修センター使用料減免申請書(様式第 3 号)を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 市及び教育委員会が、直接使用するとき。 全額免除
- (2) 市及び教育委員会が、共催して公益上に使用するとき。 全額免除又は一部減額
- (3) 市及び教育委員会が、後援又は公益上、特に必要と認め使用するとき。
一部減額

2 前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ、輪島市農民研修センター使用料減免(可・否)決定通知書(様式第 4 号)により申請者に通知するものとする。

(使用者の守るべき事項)

第7条 使用者及び入場者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可された以外の施設及び附属設備器具等を使用しないこと。
- (2) 許可なくして火気を使用しないこと。
- (3) 許可なくして壁、柱、扉等に、はり紙、釘打等をしないこと。
- (4) 許可なくして物品の販売及び寄附金の募集を行わないこと。
- (5) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 定められた以外の場所で喫煙又は飲食しないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) その他研修センター職員の指示に従うこと。

(職員の立入り)

第8条 教育委員会は、管理上必要な職務を行うため、使用中の施設に研修センター職員を立ち入らせることができる。

2 前項の規定により使用中の施設に立ち入る職員は、その身分を示す証明証を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則(平成23年3月28日教育委員会規則第3号)

この条例は、公布の日から施行する。